

公益社団法人日本農芸化学会中四国支部 学生会員講演会参加補助金 実施規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人日本農芸化学会中四国支部（以下、中四国支部）の奨励賞（学生部門）受賞者が、支部講演会（中四国地域で開催されるものに限る）において発表を行うための支援を目的として、補助金支給に関する事項を定める。

(応募資格)

第2条

この補助金への応募資格は、前年度あるいは当年度の中四国支部奨励賞（学生部門）受賞者で、発表時に中四国支部に所属する大学院生に限る。ただし補助は受賞につき1回とする。

(補助金の支払い)

第3条

中四国支部事務局が、当年度の支部講演会での発表を確認した後、日本農芸化学会事務局会計より受給者指定口座に振り込むものとする。

中四国支部事務局が、学生より申請書を受け取り当年度の支部講演会での発表を確認し、旅費補助金額の妥当性を判断し支部長が補助を認可する。

当該学生の補助希望講演会での講演を確認した後、日本農芸化学会事務局会計より受給者指定口座に振り込むものとする。

(補助金額)

第4条

補助金額（総額上限は30,000円（税込）とする）は、各所属大学、機関から支部講演会会場までの旅費（原則として、公共交通機関を利用する）、宿泊費（1泊を限度とし、宿泊費上限は10,000円（税込）とする）とする。補助金を受けた者はそれらの領収書一式を中四国支部事務局に提出する義務を負う。

補助金額は、経済的かつ合理的な経路及び方法による額とする。

(重複取得の禁止)

第5条

この規程において得られる補助は、同様の旅費を支援する他の補助・助成や所属施設の出張費等と重複取得することはできない。

(補助の実施と取り消し)

第6条

補助の実施は中四国支部長が決定する。補助金については、日本農芸化学会への入会、発表の事実がない場合や、代理者によって発表された場合には、その補助は取り消されるものとする。

る。

(規程の改正)

第7条

ここに定める規程の改正については、その都度中四国支部幹事打合会に諮り、中四国支部長の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2017年12月1日から実施する。

附則

この規程は、2018年4月19日から実施する。

附則

この規程は、2019年4月1日から実施する。

附則

この規程は、2020年4月1日から実施する。